

基本的人権 5

基本的人権のまとめ

基本的人権

平等権

- すべての国民は①[]の下に②[]であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地^{もんち}により、政治的、経済的又は社会関係において、③[]されない。（憲法 14 条）
- ④[]差別 同和对策審議会^{どうしん}の答申 在日韓国・朝鮮人への差別
- ⑤[]民族への差別 国会で⑤[]文化振興法^{しんこう}が制定
- 男女平等
 - 1985 年 ⑥[]が制定 *雇用における男女差別が禁止
 - ⑦[]社会 男女の区別なく能力が生かすことができる社会
- 障害者への配慮
 - ⑧[] 高齢者や障害のある人たちが、社会で安全、快適に暮らせるよう障壁を取り除く。
 - ⑨[] すべての人が区別されることなく普通の生活を送ることができる。

自由権

- ⑩[]の自由 思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由など
- ⑪[]の自由 奴隸^{どれい}的拘束、苦役^{くえき}からの自由など
- ⑫[]の自由 ⑬[]選択の自由、居住・移転の自由など

社会権

- ⑭ 権 すべて国民は⑮ で⑯ 的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ⑰ を受ける権利
 - すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく⑰ を受ける権利を有する。
- ⑱ 基本権
 - ⑲ 権 (労働組合を結成する。)
 - ⑳ 権 (使用者と交渉)
 - ㉑ 権 (ストライキをする。)

人権を保障するための権利

- ㉒ 権 *国民が政治に参加する権利
 - ㉓ 権 (国民が代表を選ぶ権利)、被選挙権
 - 憲法改正の㉔ 権
 - 最高裁判官の㉕ 権
 - ㉖ 権 *国や地方公共団体の機関に要望する
- ㉗ 権 人権が侵害^{しんがい}されたときに救済を求める権利
 - ㉘ を受ける権利 国家賠償^{ばいしょう}権、刑事補償請求権

公共の福祉と三大義務

憲法 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の① によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを② してはならないのであって、常に③ のためにこれを利用する責任を負う。

国民の三大義務

- 子どもに④ を受けさせる権利 (26 条)
- ⑤ の義務 (27 条)
- ⑥ の義務 (30 条)

新しい人権

① [] 権 人間らしい生活環境を求める権利

1993年 ② [] 法 環境にやさしい社会を作る。

③ [] ← 空港や道路の開発にあたって事前に環境への影響を調査する。

④ [] 権 個人が自分の行き方や生活の仕方について自由に決定する権利。

◇ ⑤ [] 患者が医師からの情報を得た治療法を決定する。

◇ ⑥ [] カード 自分が脳死状態になったときに、臓器を提供してもよいと事前に記入する。

⑦ [] 権利 国民が主権者として政治に参加するために、国や地方公共団体が持っている情報を手に入れることができる。

◇ ⑧ [] 制度 国や地方公共団体で人々の請求に応じて、行政の保有する情報を開示する制度

◇ ⑧ [] 法 1999年に制定

⑨ [] の権利 個人の私的な生活や情報を他人の干渉^{かんしやう}から守る権利

◇ 2002年 ⑩ [] 法

国際社会の中の人権

1948年 ⑪ [] が採択^{さいたく}される。

- ・ 条約でないので、法的な拘束力^{こうそく}がない。

1966年 ⑫ [] が採択される。

- ・ 条約のかたちで加盟国を拘束出来る・

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

基本的人権

- ①法 ②平等 ③差別 ④部落 ⑤アイヌ ⑥男女雇用機会均等法
- ⑦男女共同参画^{さんかく} ⑧バリアフリー ⑨ノーマライゼーション ⑩精神 ⑪身体
- ⑫経済活動 ⑬職業 ⑭生存 ⑮健康 ⑯文化 ⑰教育 ⑱労働 ⑲団結
- ⑳団体交渉 ㉑団体行動 ㉒参政 ㉓選挙 ㉔国民投票 ㉕国民審査
- ㉖^{せいがん}請願 ㉗請求 ㉘裁判

公共の福祉と三大義務

- ①不断の努力 ②^{らんよう}濫用 ③公共の福祉 ④教育 ⑤勤労 ⑥納税

新しい人権と国際社会と人権

- ①環境 ②環境基本 ③環境アセスメント ④自己決定
- ⑤インフォームド・コンセント ⑥臓器提供意思表示 ⑦知る ⑧情報公開
- ⑨プライバシー ⑩個人情報保護 ⑪世界人権宣言 ⑫国際人権規約